

件名	亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例	消防本部 消防総務室
----	----------------------------------	---------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

第1次亀山市総合計画後期基本計画において、防災力の強化を具現化するための施策として位置づけている市北東部地域の消防力の強化のため、亀山消防署北東分署を建設し、平成27年4月に開署する予定です。

北東分署の開署による効果を確実なものとし、市全体の消防力を強化するため、市の消防署を現在の二署体制から一署二分署体制に改めることから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 市の消防署を亀山消防署の一署とし、亀山消防署の管轄区域を亀山市全域とします。 <第3条関係>

(2) 新たに次の二分署を設置します。 <新第4条関係>

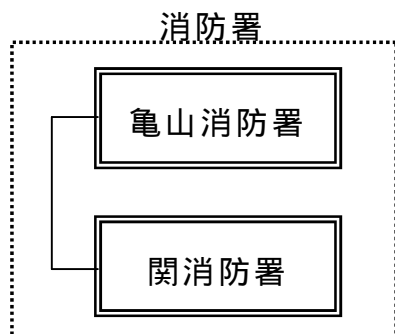
名称	位置
亀山消防署関分署	亀山市関町木崎37番地1
亀山消防署北東分署	亀山市長明寺町842番地1

3 その他

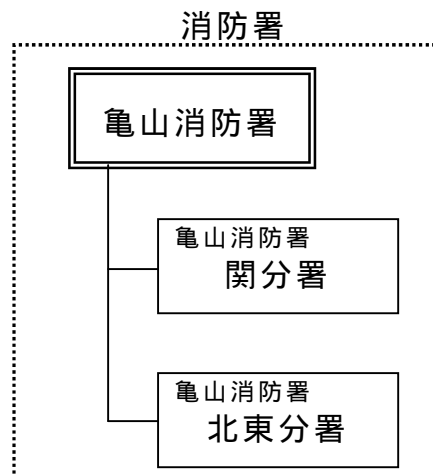
施行日は、平成27年4月1日とします。

(参考)

【現行】



【改正後】



亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月24日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第39号

亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成17年亀山市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 名称 亀山消防署
- (2) 位置 亀山市野村四丁目1番23号
- (3) 管轄区域 亀山市

第3条の次に次の1条を加える。

(分署)

第4条 消防署の管轄区域内に分署を設置する。

2 分署の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
亀山消防署関分署	亀山市関町木崎37番地1
亀山消防署北東分署	亀山市長明寺町842番地1

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。